

(1) 教育関係基金の創設等について

I 背景と趣旨

(1) 学校施設（ハード事業）

急激に少子化が進行する中、本市においても学校教育に適する集団の確保等の観点から、学校教育環境維持のため、学校施設の統廃合を進めてきました。小学校で9校、中学校で4校、計13校あった学校は、令和5年度当初で、小学校で4校減の5校、中学校で2校減の2校で、計7校となります。少子化の傾向は、今後も引き続くものと考えられ、令和5年度からは、更なる統廃合を視野に入れた協議を進めることとなります。

一方、施設自体も老朽化が進んでいる学校が多く、築55年以上となる校舎や屋内運動場もあり^{※1}、その建て替えをしていく必要があります。特に老朽化が著しい角田中学校校舎については、建て替え場所についても検討する必要があります。加えて、現施設として残す方向の角田小学校校舎などの長寿命化についても、そう遅くない時期に進めていかなければならず、学校という施設規模からして、相当の財源の確保が必要となります。

角田市の学校施設の多くは、昭和40年代から50年代を中心に整備してきましたが、一方で、その更新のため必要な一般財源確保の仕組みを持たないままに、これまで過ごしてきました。

義務教育施設は、地方公共団体として、法的には必置義務となってもいて、こういったことなどを踏まえ、今後の建て替え等の備えとして、必要な一般財源の一部を今からでも積み立てし、今後に備え、蓄えていくことが必要であり、「(仮称) 学校施設等整備基金」を創設しようとするものです。

※1 角田中学校校舎①：昭和40年築/RC造（57年目）

北角田中学校屋内運動場：昭和42年築/S造（55年目）

で、文部科学省が示す改築周期50年を超える施設。

(2) 効果的で特色ある教育等（ソフト事業）

法律上で教育は、学校教育と社会教育に区分されています。

学校教育における角田市が担う範疇は、いわゆる義務教育分野で、具体的には、小学校・中学校教育となります。当該教育は、施設面と当該施設等で施される学習面があり、それら2つの側面が上手く機能することで効果のあがる学校教育になると考えます。

一方、社会教育は、学校教育以外のすべての教育を指します。学校教育と社会教育の両分野が相まって、或いは、それらが有機的に結合や融合することで、教育をとおした、切れ目のない人づくりに繋がり、ひいては、「まちづくりは人づくり」という観点からすれば、「まちづくり」の基礎にもなるものと考えます。

教育を通じての「人づくり」には、学校教育や社会教育それぞれの分野でそれぞれに様々なツールがありますが、その働きかけの中心は、やはり「ひと」であり、「ひと」が様々な教育ツールを使い行うことで、効果のあがる教育になると考えます。

教育は、短期間でその成果をあげられるものではありませんし、相応の資金を要するものであります。どのような教育がより効果的なものか、直ちにその答えを見出すことは適わないわけですが、ただ一方で、場当たりに、また細切れの教育展開では、「人づくり」に寄与するものとはなりません。

このように、教育に向ける資金については、相当期間安定的に供給することが必要で、それにより相応の効果や成果が見えてくるもので、学校教育と社会教育双方のしかも多角的な教育を行っていくことが重要となります。

こういった教育を進めるためには、相応の資金をあらかじめ調達しておく必要があります。それを可能とするために「(仮称)教育振興基金」を創設しようとするものです。

角田市では、これまで特にスポーツに力を傾注してきました。それ以外の教育を

疎かにしてきたということではありませんが、「スポーツ振興基金」を準備し、それを活用しながら、スポーツ推進による「人づくり」を、そして、現在は「地域づくり」にまでその軸足を移し進めており、近い将来、その成果は、良い形で得ることになると考えます。

今後このスポーツによる「人づくり」や「地域づくり」を引き続き推進しますが、学校教育、文化振興も含めて多角的に、しかも相当期間の教育振興を図るための総合的な教育振興目的の基金とするため、現「スポーツ振興基金」は廃止し、当該基金を「教育振興基金」に取り込む形での創設とするものであります。

なお、「文化財保護基金」については、文化財保護法等法令に基づき当該基金の充當を行なうのが基本となるため、一般的な教育振興の位置付けとは、異にするとの判断で、これを存続するほか、「角田市育英会奨学金基金」についても今後の給付型奨学金制度の検討を前提に存続するものとします。

(3) 基金への積み立ての考え方

1) (仮称) 学校施設等整備基金

施設整備に係る財源については、基本的には、国庫負担金、同補助金及び事業債及び一般財源で措置されることとなります。そのうち、当該整備事業に係る必要な一般財源は、少なく見積もって事業費の約 25%～30%程度になると見込まれます。より特色ある施設整備となれば、一般的には、国費の対象とならなくなる部分が多くなるため、一般財源部分が更に増嵩することとなります。

建て替えに当たり実際にどれほどの一般財源が必要となるのか。例えば、角田中学校を例にとれば、建て替える場所、規模及びそのグレード等に大きく左右され、また、角田小学校等の長寿命化にしても、実際に現施設の傷みがどの程度あるか等により事業費が大幅に変動することとなります。

従いまして、現時点でどの程度の一般財源が必要になるかは、明記できませんが、角田中学校のみで考えるにしても、施設全体に老朽化がみられること等を踏まえ、校舎、屋内運動場、武道場、プール及び屋外運動場の 5 施設の整備で数十億円程度になると考えられ、少なく見積もっても 15 億円から 20 億円の一般財源が必要とな

るのではないかと推察されます。これほどの財源を単年度で捻出することは困難であることから、建て替えの時期に向け、極力早期に積み立てを始める必要があり、令和5年度からの学校適正規模等の議論の進捗を注視し、その方針を見定めながら、必要な当該一般財源を押し量り、財政状況を勘案ながら積み立てをしていくことになると考えます。

2) (仮称) 教育振興基金

「(仮称) 教育振興基金」への積み立ての考え方は、「(仮称) 学校施設等整備基金」の考え方と同様のものとなります。前述のとおり、学校教育分野及び社会教育分野で、それら教育を有機的な結合や融合をさせることで、しかも、当該教育について、いわゆる PDCA サイクルを回しながら、相当期間施すことで、相応の効果や成果があがるものと考えます。当該基金の積み立てすべき額や充当事業については、どのような教育（事業）が効果的か、行う教育等をどのレベルで行うか等を教育委員会を中心に、各関係機関で模索、検討・協議し、事業化していくことになると思います。従いまして、現時点で向こう 10～15 年でどの程度の一般財源が必要になるかは、明記できませんので、ここでは、現在考えられる今後も引き続き重点化すべき教育等や新規の事業等について以下に列挙するに留めることとします。

● 学校教育関係

- ① GIGA スクール構想に基づく ICT を活用した教育
- ② AIドリルの導入（新）
- ③ 宇宙教育の更なる推進と充実
- ④ コミュニティスクールの導入（新）
- ⑤ 教育支援センターの設置（新）
- ⑥ 特別支援教育の充実
- ⑦ 特別講師による授業と角田高等学校との連携（新）
- ⑧ 地域学校協働活動事業（新）
- ⑨ 地域クラブ活動への移行・推進（新）
- ⑩ オープンファクトリー等民間企業との連携（校外活動）（新）
- ⑪ 学校給食の充実と当該納付金に係る保護者負担の軽減等（新）
- ⑫ 児童生徒精神発達精密健康診査事業 など

● 社会教育関係

- ① かく大學や地域探求プログラム等次世代育成事業の充実
- ② かくだ田園ホール等で実施する文化振興事業（音楽、芸能等）の充実
- ③ コミュニティスクールの導入（新）（再掲）
- ④ オープンファクトリー等民間企業との連携（校外活動）（新）（再掲）
- ⑤ 図書館資料（電子図書含む）の充実
- ⑥ Kスポの拡充（新）及び更なる有効活用（新）とスポーツ振興事業の充実
- ⑦ 地域クラブ活動への移行・推進（新）（再掲）
- ⑧ 特別講師による授業と角田高等学校との連携（新）（再掲）
- ⑨ 地域学校協働活動事業（新）（再掲） など

(4) 基金の創設とスケジュール※2

基金を創設する場合には、その実効性を確保する観点から、基金条例の整備と併せて一定程度の積み立て予算を計上することが望まれます。令和4年度角田市の一般会計現計（令和4年12月現在）予算を見ると、予算総額で、約180億円と巨額の予算規模となり、一方で、昨年度に引き続き期待される「ふるさと納税寄附金」の対前年度比較での伸長が期待できない状況下、2つの基金条例の議会への同時上程は、財源的に無理があるようです。このことから、巨額の一般財源が必要となる施設整備及び長寿命化事業の実効性を少しでも、しかし、しっかりとそれを引き寄せるために、始めに（仮称）学校施設等整備基金を本年2月の角田市議会定例会で積み立て予算を含め上程し、（仮称）教育振興基金については、令和5年度の財政状況をみながら、当該年度内の創設を目指すものであります。

◆基金創設のスケジュール（案）◆

	R5.2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	
（仮称）学校施設等整備基金	●	基金条例議会上程（積立金予算同時計上）										
（仮称）教育振興基金			【令和5年度中に議案の議会上程を目指す】						条例議案上程→○			

※2 基金の設置に関する議会に対する条例提案権は、市長のみの権能である。従って、基金設置の是非及び時期の最終的な判断は、市長の判断となる。